

# 経費の取扱いについて

助成活動に係る支出は、【謝金】【旅費】【雑役務費】【その他経費】という4つの経費項目に分けられます。さらに、経費項目ごとに、**助成の対象となるもの・ならないもの**という経費区分（下記参照）と、助成対象となる場合の**上限額**が設けられています。

ここでは、経費項目ごとの経費の取扱いをご紹介しますので、申請書の作成に際し、必ずご確認ください。

過度な積算が認められる場合には、一定の査定を行う場合があります。

未申請の経費は、実績報告時に計上されても認められない可能性があります。

なお、収支計画表の積算内訳に記載した経費の種類、単価、数量については、大幅な変更が生じないように努めること。万が一大幅な変更が報告された場合には、助成対象とできない場合があります。

また、経費の支払いは、可能な限り振込みにより行ってください。

原則、令和3年4月1日から助成活動の終了する日までに支払いの事実が発生したもので、かつ実績報告書の提出期限または令和4年3月31日のいずれか早い日までに支払ったものが対象となります。

次頁以降に掲げる経費のほかに、子どもゆめ基金審査委員会において審議し判断した経費で、国立青少年教育振興機構理事長が認めた経費は、助成対象外経費または計上できない経費となります。

## < 経費区分 >

<b>A</b>	<b>助成対象経費</b>	助成活動に係る経費のうち、助成の対象となる経費
<b>B</b>	<b>助成対象外経費</b>	助成活動に係る経費のうち、助成の対象とならない経費 ※この経費には、参加費、補助金等、寄附金、自己資金を充てることができます。

## ※附帯事務費について

附帯事務費とは、助成活動1件あたり様式Aは2万円、様式Bは1万円を限度に、申請資料の複写費及び送料や参加者への電話連絡に係る通信費などに充てることができる経費です。交付決定額にはこの附帯事務費を加えていますので、「交付決定通知書」にてご確認ください。なお、実績報告の際、附帯事務費分の領収書の提出は不要です。

## 謝金について

謝金とは、講演の講師や活動に携わる指導者等に対し、指導や協力に対する謝意を表すために支払う経費のことです。

指導を委託し、その対価として先方からの請求に基づいて支払う場合は、謝金ではなく雑役務費となります。雑役務費については、P. 23を参照してください。

- 1 所得税の源泉徴収を行った場合は、実績報告時に源泉徴収税の納付を証明する書類を添付してください。
- 2 指導者は、可能な限り地元の指導者を活用するとともに、特定の方に偏って多額の謝金を支払うことがないように留意してください。

<b>A</b>	<b>活動当日の指導や協力に関するもの</b>	
	<b>①特別指導謝金</b>	<p>著名な講師による講義・講演に対する謝金</p> <p>※活動の種類が「フォーラム等普及活動」で、かつ50名以上を募集する活動に限る</p> <p>※団体構成員は適用不可</p>
	<b>②指導・協力謝金</b>	<p>上記①以外に対する謝金</p>
	<b>上記以外</b>	
<b>A</b>	<b>③借用謝金</b>	<p>活動を実施する上で不可欠な物品や土地、田畑を個人から借りた際の謝金</p> <p>※ただし物品は、活動当日に借用する場合のみとし、市販されていないものや市販されているものよりも安価に借用できるものに限る</p>
	<b>④作成謝金</b>	<p>活動に必要な資料や材料、物品の作成（作製）等に対する謝金例）原稿執筆、翻訳、チラシ作成、看板作製、活動当日に使用する工作材料の作製など</p> <p>※事前の打合せや下見、その他の準備等に対する謝金は <b>B. 助成対象外経費</b> となります。</p>
<b>B</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カメラマンや記録者など、活動の記録に携わるスタッフに対する謝金</li> <li>・事前の打合せや下見、その他の準備等に対する謝金</li> <li>・菓子折など物品による謝礼</li> <li>・助成金の申請や実績報告等に伴う事務作業に対する謝金</li> <li>・団体構成員及び共催団体の構成員のうち、当該団体から給与・手当てなどの支給を受けている者に対する謝金</li> <li>・活動前の準備期間等に借用した物品に対する借用謝金</li> <li>・参加者に対する謝金</li> <li>・小中学生に対する謝金</li> <li>・図書カードなど、金券による謝礼</li> </ul>	

## < 謝金の助成対象限度額一覧 >

謝金の助成対象限度額は以下の通りです。ただし、ここに示しているのは、あくまでも助成対象の上限額であり、指導内容や時間等に応じて額を減じるなど、活動の実態に応じて適正な額を設定してください。  
なお、上限額を上回る場合、その超過分はB.助成対象外経費となります。

<b>A</b>	<b>①特別指導謝金</b>		1人1回あたり <b>10万円</b> まで、かつ助成活動1件あたり <b>10万円</b> まで ※複数人を招聘する場合でも、助成活動1件あたりの上限額は10万円となります。	単価設定の根拠となる理由書を作成し、申請書に添付してください(必須)。 ※単価設定の根拠となる理由書には、講演の依頼内容や予定時間のほか、講師のプロフィール(活動歴、最近の講演・講師歴、主な著書、その他受賞歴等)を必ず記載してください。  同日に、同一人物に対して、②と併用することはできません。
	<b>②指導・協力謝金</b>		1人1日あたり <b>1万円</b> まで(指導・協力時間が2時間未満の場合は <b>5千円</b> まで) ※複数助成活動を行っていた場合でも、上限額は1日あたり <b>1万円</b> または <b>5千円</b> までとなります。	実働時間が分かるよう「 <b>謝金支給調書</b> 」を作成し、実績報告書に添付してください。  同日に、同一人物に対して、①と併用することはできません。
	<b>③借用謝金</b>			
	物品の場合	活動当日に借用する場合	1人助成活動1件あたり <b>1万円</b> まで、かつ1人1日あたり <b>1万円</b> まで	「活動当日」とは、参加者が活動を行う日のことを指します。(P.95 Q2-10参照)
土地・田畑の場合	活動当日に借用する場合	1人1ヶ月あたり <b>1万円</b> まで		
	活動前の準備期間等に借用する場合	1人助成活動1件あたり <b>1万円</b> まで		
<b>④作成謝金</b>		1人助成活動1件あたり <b>1万円</b> まで	日付のみや色合いの変更のみなど、軽微な修正に対する作成謝金は認められない可能性がありますのでご注意ください。	

緑色で表記している部分は、令和3年度助成より変更しました。

## 旅費について

旅費とは、団体構成員や指導者等が、活動当日や下見の際に活動場所までに要する交通費及び宿泊費のことです。移動に要した交通費や宿泊費を支払った場合は、旅程や金額の内訳がわかるよう「旅費支給内訳簿」を作成し、実績報告書に添付してください。

- 1 原則として、自宅と活動場所までの往復にかかる経費を助成対象とします。自宅以外を発着する場合は、自宅と活動場所までの往復に係る経費（往復割引があれば適用）を超えない範囲内で助成対象とすることができます。
- 2 **下見にかかる旅費は、助成活動場所 1 箇所につき 3 人分までを助成対象とします。**これを超える分については、**B. 助成対象外経費**となります。
- 3 活動日や下見の前後に助成活動以外の用務がある場合は、その用務に係る旅費は **B. 助成対象外経費**となります。
- 4 航空機を利用する場合は、航空券の半券や搭乗証明書の写しを、宿泊費を支出する場合は、宿泊先から発行される領収書の写しを実績報告書に添付してください。**添付がない場合は B. 助成対象外経費**となります。

A	公共交通機関	実費のみ	グリーン料金、割増航空賃、スーパーシート料金、国内旅行傷害保険料等については、 <b>B. 助成対象外経費</b> となります。
	自家用車 (レンタカー含む)	燃料費、有料道路利用料金 ※燃料費は 1 台 1 km あたり 25 円まで	・燃料費は、走行距離に応じた額を助成対象（上限超過分は <b>B. 助成対象外経費</b> ）とします。 ただし、この燃料費をガソリン代（実費）で支払った場合は、そのガソリン代（実費）または走行距離に応じた額のいずれか低い額を助成対象の上限とします。 ・有料道路で ETC を利用した場合は、利用証明書（ホームページなどから入手可）やカード会社の請求明細など、内訳のわかるものを添付してください。
	宿泊費	1 人 1 泊あたり 8,000 円 または実費のどちらか低い方まで	あくまでも、素泊まり分の経費のみです。上限超過分は <b>B. 助成対象外経費</b> となります。宿泊費を 1 泊 2 食付きなどの金額で支出した場合、飲食代は <b>B. 助成対象外経費</b> となります。宿泊に伴う電話料金やクリーニング代等も同様です。
B	・参加者の旅費		
	・海外渡航費		日本から海外に行く場合の渡航費や、海外から講師を招聘する場合の渡航費は助成の対象となりませんが、現地や国内での交通費・宿泊費は限度額の範囲内で助成対象となります。
	・下見にかかる旅費で、1 箇所につき 3 人分を超えるもの ・下見以外の事前準備等に係る旅費（事前打合せ、チラシ配布、物品購入など） ・グリーン料金、割増航空賃、スーパーシート料金、国内旅行傷害保険料等		
	・タクシー代		公共交通機関が整っていない場合等には、A. 助成対象経費として認める場合があります。
	・飲食代や旅費日当など、実費交通費以外の旅費 ・研修会への参加にかかる旅費など、助成活動に直接関係しない旅費 ・団体又は共催団体に対する支出 ・団体構成員の勤務先及び所属団体への支出		
その他	・団体構成員及び共催団体の構成員のうち、当該団体から通勤手当等の支給を受けている者に対する旅費		通勤区間外である場合は A. 助成対象経費となります。
	・パック料金 ・切符や宿泊等の手配を旅行会社に代行してもらった場合の旅費		通常の航空券代や宿泊費（限度額 8,000 円）の合計金額よりも安価であれば、助成対象経費として認められます。 ただし、飲食代は <b>B. 助成対象外経費</b> となります。 旅行会社からの領収書及び積算根拠が明確な資料を実績報告書に添付してください。

## 雑役務費について

雑役務費とは、助成団体が助成活動に係る業務の一部を、外部の専門業者・団体（個人事業主を除く）に委託し、その対価として先方から委託した業務の請求に基づいて支払う経費のことです。請求に基づき支払う経費であるため、実績報告時には領収書のほかに内訳のわかるもの（請求書等）が必要になります。

なお、先方の請求に基づいて支払うのではなく、あくまでも謝礼として支払う場合は、雑役務費ではなく謝金（P. 20～21参照）となります。

令和3年度助成より個人事業主への支払いはB. 助成対象外経費となりました。

A	・プログラムの指導料（講師派遣料）	人件費及び旅費は、謝金と旅費の限度額が適用され、その超過分はB. 助成対象外経費となります。
	・指導者や協力者のプログラム体験料	参加者分はB. 助成対象外経費となります。
	・新聞折込料、広告掲載料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績報告書にチラシや広告を添付してください。</li> <li>・自団体のホームページへの掲載料は、B. 助成対象外経費となります。</li> </ul> ※50名未満の募集については合わせて10万円が上限となります。
	・看板や横断幕等の作製費	実績報告書に製作物の写真を添付してください。 ※製作物に「団体名、活動名、子どもゆめ基金の助成表示」の三点が記載されていない場合、B. 助成対象外経費となります。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・舞台設営や機材設置に係る費用</li> <li>・会場警備費 など</li> </ul>	
	・ピアノの調律費	団体所有のピアノの場合は、B. 助成対象外経費となります。
	・著作権使用料	
	・銀行振込手数料 など	対象外経費を振り込む場合の振込手数料はB. 助成対象外経費になります（助成対象経費と同時に振り込む場合はA. 助成対象経費となります）。
B	・傷害保険料、賠償責任保険料 など	請求書に保険料が合わせて記載されていた場合は、その金額をB. 助成対象外経費とします。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自団体又は共催団体に対する支出</li> <li>・自団体又は共催団体の構成員に対する支出</li> </ul>	
	・団体構成員（ <u>家族を含む</u> ）の勤務先及び所属団体への支出	
	・団体の代表者が所属する別団体の構成員に対する支出	
	・団体の親団体、子団体、グループ企業など関連団体（団体構成員が役員等を兼務している団体や資本関係のある団体）への支出及びこれらの団体に所属するものへの支出	

緑色で表記している部分は、令和3年度助成より変更しました。

## その他の経費について

### (印刷製本費・通信運搬費・借料損料・消耗品費 など)

消耗品は、物品の性質上、使用するに従い消費され、その性質が長期使用に適さないものをいいます。ただし、購入単価が1万円を超えるものは助成の対象となりません。なお、1万円以下の物品であっても団体が他の活動でも使えるような物を過剰に購入することのないよう、助成活動に真に必要な物品を適正な数量・単価で購入するようにしてください。

また、参加者が持参できるものは、各自で持参してもらうように手配してください。

- 1 活動終了後に支払った場合は、納品書等により納品日或使用日を確認しますので、実績報告書に添付してください。
- 2 チラシやポスター等を作成する際は、P.11を確認してください。経費が認められない場合があります。
- 3 有料道路利用料金や燃料費は、旅費に計上してください。なお、燃料費は、走行距離に応じた額を助成対象とします。ただし、この燃料費をガソリン代（実費）で支払った場合は、そのガソリン代（実費）または走行距離に応じた額のいずれか低い額を助成対象の上限とします。
- 4 活動報告書に係る経費及び事前打ち合わせ等に係る経費は **B. 助成対象外経費** となります。

<b>A</b>	<b>印刷製本費</b>	<p>チラシやポスター、活動資料等の印刷費、複写費、製本費</p> <p>※業者に外注する場合は、印刷部数の分かる書類（請求書、納品書等）を提出してください。</p>
	<b>通信運搬費</b>	<p>郵便料、切手、はがき、運送代（宅配便代等）</p> <p>※活動終了後に切手やレターパックを購入し補充した場合は、郵券使用簿を作成してください。</p> <p>※宅配便により送付する場合には、個人名ではなく団体名で発送及び受取りを行ってください。</p> <p>※対象外経費の物品送料は <b>B. 助成対象外経費</b> になります（助成対象経費と同時に送付する場合は <b>A. 助成対象経費</b> となります）。</p>
	<b>借料損料</b>	<p>活動に必要な物品や車両・船舶等の借料損料</p> <p>※参加者移動用としてバスや船舶等を貸し切った場合は、助成活動1件につき15万円が上限となり、超過分は <b>B. 助成対象外経費</b> となります。</p> <p>※支払先からの請求に基づいて支払うのではなく、謝礼として支払う場合は、謝金に該当します。</p>
		<p>会場借料、施設使用料・入場料、駐車料金</p> <p>※1 利用者1人あたりの料金が設定されている施設使用料・入場料などは、参加者分を <b>B. 助成対象外経費</b> としてください。</p> <p>※2 1室（面、棟）あたりの料金が設定されている会場借料のうち、コテージやテントサイトなど宿泊に係るものは、利用人数で按分し、参加者分を <b>B. 助成対象外経費</b> としてください。</p> <p>※3 支払先からの請求に基づいて支払うのではなく、謝礼として支払う場合は、謝金に該当します。</p>
		<p>・青少年教育施設の利用に伴うシート代</p> <p>・借用衣服等のクリーニング代</p>
<b>消耗品費</b>	<p>活動に真に必要な消耗品（チラシや活動資料等作成のためのコピー用紙・インク代、教材費・材料費）</p> <p>※ <b>B. 助成対象外経費</b> に記載されている物品を除く</p>	
		<p>熱中症対策の経口補水液（ゼリー状のもの可）、スポーツドリンク、お茶、水、氷の購入費</p> <p>※活動プログラム中のもの、かつ、この5点に限る</p> <p>※指導者・スタッフ分のみの中熱症対策に係る経費は <b>B. 助成対象外経費</b> としてください。</p>

### 計上できない経費（謝金、旅費、雑役務費も含む）

- ・自動販売機で購入した場合など、支出を確認できない経費
- ・商品券・図書カード・ポイント等金券での支払い（金額の一部を支払った場合、その分のみ）
- ・指導者、スタッフのみで行う事後の打合せや反省会等に係る経費（活動期間に含まないため）
- ・団体運営のための経費  
（事務所開設経費、事務所等の賃貸料、ホームページ作成費（募集に係るものを含む）、光熱水費、ランニングコスト、研修等資質向上等のための活動に直接関係ない経費 など）

令和3年度助成より個人事業主への支払はB. 助成対象外経費となりました。

<b>B</b>	<b>印刷製本費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・写真現像代など記録関係の経費</li> <li>※活動に直接必要と認められた場合は、A. 助成対象経費となります。</li> <li>※子どもゆめ基金へ提出する各種書類の複写費は<b>附帯事務費</b>となります。</li> </ul>	
	<b>通信運搬費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記のうち、助成活動に直接関係のないもの（事後のアンケートや記念写真、共催・後援・協力申請、依頼状、礼状等）にかかる送料</li> <li>※電話代（テレホンカード購入費を含む）、FAX代（FAX用紙代を含む）、インターネット代、子どもゆめ基金へ提出する各種書類の郵送料は<b>附帯事務費</b>となります。</li> </ul>	（個人事業主を含む）個人への支出、個人からの購入
	<b>借料損料</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加者移動用としてバスや船舶等を貸し切った場合の借料損料のうち、上限額15万円を超過する金額</li> <li>・団体の自己都合によるキャンセル料</li> <li>※荒天や自然災害等によるキャンセル料は、A. 助成対象経費となります。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※団体構成員や協力者、指導者など、個人による立替払いや代理購入を含む</li> </ul>
	<b>消耗品費</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動に直接必要ではない消耗品</li> <li>・購入単価が1万円（税込）を超える物品の購入費（全額）</li> <li>・領収書、ゴム印、印鑑、鉛筆削り、パンチ、ラミネーター、プリンター、ラベルプリンター、伝票、出納帳、電卓、ステープラー、ノート、参加者が持参可能な文房具</li> <li>・活動記録の撮影および現像代、写真焼付け代、記録用メディア代、カメラ、ファイル</li> <li>・テント、寝袋、コンロ、オーディオ機器、テレビゲーム、ボードゲーム、カードゲーム、トランプ、カルタ、百人一首、PC機器及び周辺機器、指導者や協力者（団体構成員含む）の資質向上を目的とした書籍の購入費、蔵書目的の書籍の購入費、机、椅子、収納棚、収納ケース、コンテナ、台車、クーラーボックス、ジャグ、<b>冷暖房機器</b></li> <li>・衣類代、記念品代、表彰経費、日焼け止め、雪上活動用品（帽子、ゴーグル、手袋、ウェア等）、内服薬</li> <li>・花火代、講演会において演台に飾る生花代、金券</li> <li>※参加者が持ち帰る物品に関しては受益者負担で検討してください。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体構成員（<b>家族を含む</b>）の勤務先及び所属団体への支出</li> <li>自団体又は共催団体に対する支出</li> <li>団体の親団体、子団体、グループ企業など関連団体（団体構成員が役員等を兼務している団体や資本関係のある団体）への支出及びこれらの団体に所属するものへの支出</li> <li>団体所有物の修理費</li> <li><b>オークションによる購入品</b></li> </ul>

緑色で表記している部分は、令和3年度助成より変更しました。